

2025年日本国際博覧会におけるパビリオン出展に向けた連携協定

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「甲」という。）と株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「乙」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）におけるパビリオン出展に向けた機運醸成及び甲乙がめざすSDGs達成に向けた取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、甲乙のパビリオンに対する認知拡大、期待感の醸成及びパビリオンの魅力向上並びに甲乙がめざすSDGs達成への貢献を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 甲乙のパビリオンにかかるPRに関すること
- （2） 甲乙のパビリオンの展示・行催事に関すること
- （3） 大阪・関西万博会期中における甲乙のパビリオンの誘客に関すること
- （4） 大阪・関西万博に向けた機運醸成に関すること
- （5） 大阪・関西万博を契機とするSDGsの取組み促進に関すること
- （6） その他本協定の目的に沿うこと

2 実施時期、実施方法、実施にあたっての費用の負担割合その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、乙の責任で、乙が指定する乙のグループ会社を実施させることができる。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面にて必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日より2025年10月13日までとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た相手方の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならず、また本協定の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報は機密情報には含まれない。

- (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに、機密情報を開示することができる。

- (1) 本協定の目的の遂行に必要な範囲で、自己又は関係会社の役職員に対して、機密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、必要な範囲で機密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
- (3) 法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により機密情報の開示を強制される場合に、合理的に必要な不可欠な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

4 甲及び乙は、本協定が終了した場合、本協定の遂行上不要となった場合又は相手方が要求した場合は、相手方の指示に従い、速やかに機密情報を返還又は再現不能な措置を講じた上で完全に廃棄する。また、本協定の遂行が完了した場合は、機密情報を一切使用してはならない。なお、廃棄等した場合は、相手方が要求したときには、相手方に対して廃棄証明書を交付する。

5 本条に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月11日

甲：大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟北館4階

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

会長 吉村 洋文

乙：東京都港区芝五丁目37番8号

株式会社バンダイナムコホールディングス

代表取締役社長 川口 勝